

平成 26 年 8 月
門 司 税 関 業 務 部

各 位

玉軸受等に対する報復関税の課税期間満了について

アメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）を原産地とする玉軸受等については、「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成 17 年政令第 289 号）」に基づき、報復関税が課されてきたところですが、本年 8 月 31 日をもって課税期間が満了するため、本年 9 月 1 日からは、同国産の玉軸受等に対する報復関税は課されないこととなりますので、お知らせいたします。

問合せ先

業務部統括審査官（通関総括第 2 部門担当）

TEL 050-3530-8401